

社会福祉法人広福福社会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広福福社会（以下「この法人」とする。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員等の報酬等は、支給しないものとする。

(費用弁償等)

第4条 役員等は、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、社会福祉法人広福福社会広福保育園旅費支給規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会への出席	5,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事・監事

理事会等への出席	5,000 円
監事監査等への出席	5,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程は、評議員会の承認を経て改廃することができる。

(附則)

この規程は、平成29年6月19日より施行する。